

2023年10月

- 1日 フードパントリーin豊中
- 2日 全国若手議員の会研修会
- 3日 全国若手議員の会研修会
- 4日 豊中市・サンマテオ市姉妹都市提携60周年記念式典
- 6日 「遊友」内覧会
- 7日 上野連合自治会役員会・八坂神社宵宮祭
- 8日 市民健康展
- 9日 第1回豊中駅前ふれあいフェスタ
- 10日 建設環境常任委員会 傍聴 ※
- 15日 第46回豊中市秋季少年野球大会
豊中親善大使山田哲人杯開会式
- 16日 市民福祉常任委員会 傍聴 ※
- 18日 文教常任委員会(神原在籍) ※
- 19日 総務常任委員会 傍聴 ※
- 20日 豊中男声合唱団20周年演奏会
- 22日 中央公民館まつり・豊中 SUPE フードフェス2023
- 24日 議会運営委員会(オンライン視察) ※
- 27日 第49回豊中市高齢者レクリエーション大会
- 29日 第58回うえの市民体育祭・いきてゆくフェス



- 3日 前向きサロン(市政報告会)
- 13日 文教常任委員会視察(神奈川県横須賀市) ※
- 14日 文教常任委員会視察(埼玉県戸田市) ※
- 15日 第63回大阪府市議会議員研修会 ※
- 16日 交通インフラ調査特別委員会 ※
- 18日 とよなか市民環境展2023
- 19日 熊野田市民文化祭
- 20日 予算要望書提出
- 21日 都市計画審議会 ※
- 25日 東泉丘フェスタ・豊中市農業祭
- 30日 12月定例会 本会議 ※



2023年12月

- 3日 第40回豊中豊友少年軟式野球連合大運動会
- 5日 建設環境常任委員会 傍聴 ※
- 6日 市民福祉常任委員会 傍聴 ※
- 7日 文教常任委員会(神原在籍) ※
- 8日 総務常任委員会 傍聴 ※
- 15日 12月定例会 本会議 ※
- 17日 市政セミナー
- 18日 豊中市災害対応ドローン隊発隊式
- 20日 12月定例会 本会議 ※
- 21日 12月定例会 本会議(神原個人質問) ※
- 22日 12月定例会 本会議 ※



2023年11月

- 1日 交通インフラ調査特別委員会 ※



収支報告

2023年10月～12月分

収入	
議員報酬等	¥1,905,000
期末手当(注1)	¥1,790,700
合計	¥3,695,900
支出	
所得税	¥526,790
議員団費	¥9,525
事務所費用へ	¥900,000
役職加算	¥298,450
住民税・社会保険	¥466,795
生活費	¥1,494,340
合計	¥3,695,900

(注1) 635,000×2.35×1.2
(注2) イベント参加費・カンパ
(注3) 勉強会参加費など

神原事務所 2023年10月～12月分

収入	
前月繰越残高	¥2,495,041
神原宏一郎議員報酬より	¥900,000
その他(注2)	¥1,000
合計(1)	¥3,396,041
支出	
家屋費(イベント会場含)	¥226,286
光熱費	¥12,031
通信費	¥19,081
印刷費	¥36,293
備品費	¥340,721
消耗品費	¥7,657
交通費	¥0
人件費	¥486,700
その他(注3)	¥35,050
合計(2)	¥1,163,819
次月繰越 (1) - (2)	¥2,232,222

インフォメーション

明日への架け橋
(前向きサロン)

日時: 1月27日(土)
午前: 10時～12時
場所: 堀田会館2階第1料理室
(阪急バス豊中高校前から徒歩5分)
参加費: 無料
主催: 前向きひろば

参加者皆さまと情報共有・意見交換出来ればと思っています。
気軽にご参加ください!!

神原宏一郎事務所(前向きひろば)

〒560-0021 豊中市本町3-1-20 エルビル2階
TEL&FAX: 6854-5664

平日(土・日祝日は除く)の10時から17時はスタッフがおります。

young_spiritjp@yahoo.co.jp

http://positive-square.sakura.ne.jp/

※この通信物は、政務活動費を使用し発行しています。

発行元 大阪維新の会・無所属議員団(神原所属会派)

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 ☎6858-2525(代表)



豊中の未来を描こう!!

発行 2024年 冬号

神原宏一郎の
つながり通信

～生活・社会そして人・・・すべては政治とつながっている～

VOL. 207

本年も
よろしく
お願い致します。

豊中市議会議員

無所属



関心・期待感・信頼感を抱く政治へ

12月定例会・個人質問と答弁

①人事分野でのAI技術の活用～業務の効率化と属人的な評価の解消を!!～

Q. 今後、さらに生産年齢人口が減少していく中で、人事配置における適材適所がより一層、重要かつ不可欠になると考えるが見解は?

A. 複雑化する行政課題に対応するため、優秀な人材確保と人材をいかに活用し組織のパフォーマンスを最大化するかについて、これまで以上に重視していく必要があると認識しており、職員それぞれの育成と合わせて、個々の職員を活かせる組織形成を目指して取り組みを進めている。

Q. 人事業務にAIやビッグデータ解析などの技術を活用することに対する見解は?

A. AI やビッグデータ解析などの技術の活用は、解決策の一つであると認識している。市では各業務の電子化に取り組み、人事評価結果や異動希望調査等をデジタルデータで収集している。これにより、業務の効率化を図ると同時に、将来的に多様なデータとの連携による分析や活用も可能になると考えている。費用対効果を含め、民間企業や他団体等の事例の調査研究に取り組んでいきたい。

★意見・要望★

効率的かつ精度の高い採用手法による優秀な人材確保をはじめ、職員が少しでも長く働き続けたいと思えるような職場や就労環境の提供、職員一人ひとりのモチベーションの維持、向上に努めて欲しい。さらに、『最適材最適所』を可能とする客観的な人事評価を追求するため、人事業務でのAIやビッグデータ解析等の技術の活用を積極的に図っていきべき!!

②過労死対策～心身ともに健康な状態で働ける環境づくりを!!～

Q. 過労死等の定義と、過労死に対する問題意識や課題認識は?

A. 過労死等の定義は、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡や疾患のこと。過労死は当然のことながら起きてはならないとの強い認識のもと対策を講じており、今後も引き続き、職員が心身ともに健康な状態で仕事ができるよう適切な安全配慮にかかる取り組みを推進していく。

Q. 過労死ラインと言われる月80時間以上の時間外労働をした職員数の推移は?

A. 医師や教員を除き、延べ人数の月平均でおよそ、令和2年度は4人、3年度は12人、4年度は5人。

神原宏一郎の個人質問の全容はホームページをご覧ください。

http://positive-square.sakura.ne.jp/

皆さまのご意見・ご感想をお聞かせ下さい。

メールアドレス: young_spiritjp@yahoo.co.jp



神原の個人質問と答弁

②過労死対策

～市民（サービスを受ける側）の理解や協力も重要！！～

Q. 教員の所定勤務時間を除いた在校等時間は、1か月45時間、1年360時間までとされているが、これを超える時間外労働をしていた教員数の推移は？

A. 月45時間を超える延べ人数の月平均は、令和2年度**514**人、令和3年度**590**人、令和4年度**525**人。

Q. 医師は36協定（労使間での協定）で、令和3年度までは、1か月120時間、1年900時間以内、令和4年度からは1か月120時間、1年1440時間以内とされているが、これを超える時間外労働をしていた市立豊中病院の医師数の推移は？

A. 上限規制を超える延べ人数の月平均は、令和2年度約**7**人、令和3年度約**7**人、令和4年度**0**人。80時間を超える延べ人数の月平均は、令和2年度約**70**人、令和3年度約**71**人、令和4年度約**59**人。

Q. 来年4月以降、設定予定の医師の時間外労働の上限規制についての内容は？

A. 医師の時間外の年間の上限は、令和6年4月より**960**時間となる。

Q. 新たな時間外労働の上限規制に対応するために、市立豊中病院として検討や実施していることは？

A. 年960時間を超える場合には、医師の健康を確実に確保する観点から、月100時間になると見込まれる医師全員に対する面接指導や、始業から24時間以内に9時間の連続した休息を確保する勤務間インターバルの確保、月80時間以上の医師全員に対する面接指導も実施していく予定。また、定期的な研修、医師以外の職種が処理可能な業務の移管や医師事務作業事務者の順次増員を行っていく。さらに、一人の医師に負担が過度に集中しないよう、複数主治医制の導入、病状説明の勤務時間内での実施などに取り組んでいる。

Q. 本市の教職員や医療従事者に対するカスタマーハラスメント（カスハラ）の実態は？そういった行為や状況に対し、どのような対策を講じているのか？

A. **（教育委員会）**

保護者からの学校に対する指摘等は、各校で適切に対応していると認識しているが、学校において様々な理由で解決困難になっている課題等については、法律相談や学校問題解決支援事業等により、学校から適宜相談を受けサポートに努めている。また、教職員の勤務負担軽減の取り組みに対する保護者理解を進めるため、保護者向け文書を配布し教職員の勤務実態への理解を求めてきた。

A. **（市立豊中病院）**

カスハラについては、診療内容や病院からの説明に納得がいかず、長時間居座ったり、大声を出したりするようなことがあるが、職場内で情報共有を適切に行い、複数人で対応するようにしている。暴力や明らかな威嚇があった際には、警察に通報する対応をとるようにしている。

★意見・要望★

過労死ラインと呼ばれる月80時間以上の時間外勤務をしている職員が少なからず存在し、教職員や医師に限れば、より高い割合で存在している。また、精神疾患等で休職している職員が慢性的に存在していることも踏まえると、常に職員の過労死等について危機意識と課題認識をもって、対策に取り組んで欲しい！！カスハラ等で、職員が心身に不調や休職を余儀なくされれば、市にとって大きな損失となり、それが要因で組織のパフォーマンスやサービスの質が低下すれば、市民にとっても不利益となる。そのことをより一層、市民に理解、認識してもらえようような啓発と、カスハラや不当要求の抑止、被害を受けた職員を守る仕組み作りにも尽力すべき！！



③池の管理

～池の管理責任者ってご存じですか？～

Q. 管理主体ごとにどれくらいの池を管理し、どのような形で管理しているのか？

A. 市が所有するものが羽鷹池や山所池、二尾池など**10**か所、財産区が所有するものが三ツ池、深谷池など**15**か所、大阪府が所有するものが服部緑地公園内にあるうずわ池、新宮池など**7**か所、その他に大阪大学や個人所有のため池がある。それぞれの所有者がため池の管理者として管理をしているが、市及び財産区が所有するため池については、定期的な池の状況確認のほか、台風など大雨が予想される場合には水位や池の排水口の状況を確認し、その後被害状況の把握をしている。

Q. 池に何らかの異変を感じた場合、どのように通報や連絡、相談をすればよいのか？

A. 市が所有する池については各所管課へ、その他の池については各管理者への連絡をお願いしている。それぞれのため池の連絡先については、市のホームページの『よくある質問と回答』に掲載している。

Q. 財産区が管理主体となっている池に何らかの不具合や異常が生じた場合、市民はどのように改善を申し出れば良いのか？

A. 財産区が所有するため池の管理については各財産区の負担で除草や剪定などを実施しているが、異常がある場合の通報やご意見などは、財務部資産管理課が窓口となる。池の管理について改善などの要望が寄せられた場合、現場の確認を行い、ごみや飛来物等の撤去、フェンスの補修、池への侵入を禁止する啓発看板の設置など、必要な対応を行っている。

★意見・要望★

池に異常があった場合の通報や連絡方法が分からない、知らないという市民は少なくない。それらの周知や案内に努めて欲しい！！また、財産区所有の池の中には、管理が不十分であったり、管理が困難となっているものもある。**市として課題認識のある財産区のため池については、管理のあり方や方法について財産区と協議し、課題の抜本的な解消に努めて欲しい！！**

④コロナ禍で行わなくなったこと、やり方を変えたものの評価と検証

～変化無くして進化無し！！～

Q. コロナ禍で行わなくなったり、やり方を変えたことの効果や影響を評価、検証するべきではないか？

A. コロナ禍における職員の働き方については、メリットを活かしながら継続しており、特に悪影響や弊害はないと考えている。時差出勤やテレワークは、現在も職員が働きやすい就業環境や職場づくりの観点から継続しており、制度拡充も行っている。一方、庁内外の会議や研修は、コロナ禍ではオンライン開催が中心だったが、人数や移動距離、内容などにより、対面・集合に戻したり、オンライン会議やeラーニング研修として継続・拡充したりと、使い分けながら対応している。今後も各取り組みの良いところを上手く活かした運用を行っていく。

★意見・要望★

職員の働き方以外にも、コロナ禍で行わなくなったり、やり方を変えた事業や業務が数多くある。一度、全庁的にそれらを評価、検証し、必要に応じて見直すべき！！コロナ禍では半ば強制的、自動的に変化や変革が進んだ。引き続き、**失敗や批判を恐れることなく、積極的に変化や変革を求め、新たなことにチャレンジして欲しい！！**

